

平成26年4月から

# 健康保険制度等が変わりました



## 70～74歳の医療費窓口負担が引き上げに

### 昭和19年4月2日以降生まれの方が対象

平成26年4月1日以降新たに70歳になる方(昭和19年4月2日以降生まれの方)から、段階的に2割負担とすることになりました。**すでに70歳になっている方は、これまで通り1割負担です。**

※70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から2割負担となります。  
※平成20年4月から1割から2割に引き上げられることとされていましたが、高齢者への配慮から、これまで特例として凍結されていました。

### 自己負担割合

小学校入学前		2割
小学校入学後70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	一般(昭和19年4月1日以前生まれの方)	1割
	<b>一般(昭和19年4月2日以降生まれの方)</b>	<b>2割</b>
	現役並み所得者*	3割
75歳以上 (一定の障害のある方は65歳以上)	一般	1割
	現役並み所得者*	3割

\*標準報酬が28万円以上の方(夫婦2人以上の世帯は年収520万円未満、単身世帯は年収383万円未満の方で健康保険組合に申請した場合は除く)

## 産前産後休業中の保険料が免除されます

### 産前産後休業中の保険料免除

平成26年4月30日以降に  
産前産後休業が終了となる方が対象

産前42日(多胎妊娠98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由に労務に従事しなかった期間の保険料が免除されます。



### 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の設定

平成26年4月1日以降に  
産前産後休業が終了となる方が対象

復職後に給料等が下がった場合は、復職後3ヵ月間の給料等をもとに、新しい標準報酬月額が決定し、その翌月から保険料が下がります。

※産前産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は、対象となりません。育児休業終了後に給料等が下がった場合は、育児休業等終了時改定が行われます。



## 診療報酬が改定されました

初診料・再診料が引き上げられました。消費税増税に伴い、医療機関で支払う初診料・再診料が引き上げられました。また、調剤基本料等も引き上げられました。

### 内科

初診料 2,700円  $\xrightarrow{+120円}$  2,820円  
(窓口負担が3割の場合846円)

再診料 690円  $\xrightarrow{+30円}$  720円  
(窓口負担が3割の場合216円)

### 歯科

初診料 2,180円  $\xrightarrow{+160円}$  2,340円  
(窓口負担が3割の場合702円)

再診料 420円  $\xrightarrow{+30円}$  450円  
(窓口負担が3割の場合135円)

### 今後予定されている改正

- ▶ 高額療養費制度の自己負担限度額の区分見直し (平成27年1月～)
- ▶ 難病患者の医療費助成制度見直し (平成27年1月～)

- ▶ 後期高齢者医療制度への支援金の算定方法を改定 (平成27年度予定)  
※健保の負担が増える「全面総報酬制」
- ▶ 標準報酬月額の上限引き上げ (平成27年度予定)
- ▶ 外来・入院に関する給付の見直し (平成27年度予定)